

第5期別府市障がい者計画・第8期別府市障がい福祉計画・
第4期別府市障がい児福祉計画策定業務仕様書

1 業務の名称

第5期別府市障がい者計画・第8期別府市障がい福祉計画・第4期別府市障がい児福祉計画
策定業務

2 業務概要

障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づく第5期別府市障がい者計画(令和9年度～令和14年度)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく第8期別府市障がい福祉計画(令和9年度～令和11年度)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく第4期別府市障がい児福祉計画(令和9年度～令和11年度)を、国の障害者基本計画や指針、県の障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、関係法令及び当市の上位計画や関係各計画等との整合性を図り、策定するために必要な基礎調査や分析などを行い、当市の状況等を踏まえた障がい者・児のための施策に関する次期基本計画を策定する。

なお、現行計画は障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画との合冊によって構成されていることから、次期計画についても同様の合冊による構成とし、各計画が整合したものであるように策定する。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務の内容

(1) 現行計画の検証及び評価等

- ① 現行計画検証のためのワークシートの作成 施策ごとの記載内容の点検 次期計画への反映
- ② 現行計画の分析 課題整理

(2) 障がい者等ニーズ把握のための調査と分析

- ① 調査客体は、障害のある人(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持、障がい福祉サービス利用)2,000人及び障害のない人1,000人を基本とするが、回収率等も考慮し、障がい者・児のニーズ分析が可能と考えられる客体数にアンケート調査をすること。アンケート調査方法は、受託者が対象者への封筒にアンケート調査票、返信用封筒を封入後発送する。
また、インターネット回答用フォームを受託者において作成し、電子でも回答できるように回答用フォームの案内等を二次元コード等を活用し、アンケート調査票に印字すること。
※対象者の抽出は市が行い受託者へ提供する。
※封筒の回収は市が行い、未開封の状態を受託者へ引き渡す。
- ② 計画策定の基礎資料とするため、障がいのある人やその家族等に対し、生活実態、制度やサービスの認知度、利用状況、今後の利用意向などを把握する。
- ③ 調査客体(障がい種別等)も含め、アンケート調査票を企画・設計すること。なお、アンケート調査票は回答者に配慮したものとする。
- ④ 調査内容について、現状や課題を的確に把握できるものとし、現行計画等の評価を行うことができる調査項目を提案すること。
- ⑤ 調査項目には、市の独自調査項目も含めるものとする。
- ⑥ アンケート調査により回収されたデータは、単純集計、クロス集計等を行い図解等を活用して現状分析、課題及び評価の整理を行うこと。

なお、市が必要とする調査項目については、分析前の集計データを市へ報告し、市はそれを関連調査に活用する。

- ⑦ アンケート回答における自由意見等については意見を取りまとめ分類すること。
- ⑧ 分析コメント、調査結果の総括を行うこと。
- ⑨ 調査結果報告書を作成すること。
- (3) 関係事業所等へのアンケート調査
関係事業所等に対し、活動状況や現在の課題、障がい福祉等に対する意見等を聴取するため、市内の関係事業所等100カ所を対象としてアンケート調査を行う。
なお、対象事業所の抽出は市が行い受託者へ提供する。回答の回収は市が行い、未開封の状態受託者へ引き渡す。
- (4) 各種推計と分析
 - ① 障害福祉サービス給付実績分析やニーズ、国の基本指針を踏まえ、計画の見直し及びサービス見込量の算出・目標値の設定を行うこと。
 - ② 計画策定に関連する国、県等の計画及びその他当市の施策、計画等の整理・把握及び分析を行うこと。
- (5) ヒアリング等の実施
計画策定の基礎となる庁内外の組織、団体等へのヒアリングを実施すること。
- (6) 計画素案・概要版等の作成
調査分析結果・各種推計及びヒアリング結果に基づき、各分野の具体的な計画としての計画素案・概要版等の作成、事務局指示による反映事項整理、修正を行うこと。
- (7) 別府市障害者自立支援協議会への計画承認支援
 - ① 自立支援協議会への出席、計画説明。(おおむね3回)
 - ② 同協議会への計画承認における資料作成。
 - ③ 同協議会会議録(要約)を作成し、データで提出する。
- (8) パブリックコメントの支援
計画の素案作成後、パブリックコメントを実施するための資料作成及び支援を行うこと。
- (9) 計画書・概要版
 - ① 計画書は、障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画との合冊構成として作成すること。
 - ② 図表、イラスト、画像等を盛り込んだ計画書及び概要版のレイアウト及びデザインを行うこと。

5 成果品

- (1) アンケート集計・調査・分析等報告書
障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
 - ① A4判印刷物、頁及びカラーは任意 部数は市の指示。
 - ② 電子データ式(CD-R)
- (2) 計画書及び概要版
障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の合冊
 - ① 障がい者計画部分(A4判、全頁カラー、SPコード付、90頁程度)
 - ② 障がい福祉計画・障がい児福祉計画部分
(A4判、全頁カラー、SPコード付、50頁程度)
※表紙はカラー、合冊のため仕切部について判別可能な加工をすること。
 - ③ 概要版(A4判、全頁カラー、SPコード付、16頁程度)
 - ④ 電子データ式(CD-R)
※電子的記録(Microsoftword または MicrosoftExcel)で作成し、PDF データ

も作成するものとする。

(3) 提出部数

150部

(4) 調査用データ様式等

基本方針見直しに伴い必要となる管理用データ様式等(本市の指示するもの)

(5) 権利等

本業務で得られた成果品、使用した資料、画像等に係る権利については、全て本市に帰属するものとする。

6 秘密の保持

(1) 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(2) 受託者は、成果品(委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、市の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

7 第三者への提供の禁止

本業務における成果については、すべて市に帰属し、受託者は、市の承諾なしに複製、公表又は貸与してはならない。

8 その他

(1) 十分な経験と知識を有する者を配置すること。

(2) 受託者は、本基本仕様書及び委託契約に基づき、別府市障害福祉課と綿密に連絡をとり、その指示等に従い、誠実に業務を遂行すること。

(3) 本委託契約等に関する協議や各種打ち合わせ等に関する必要経費は、受託者の負担によること。

(4) アンケート調査にかかる必要経費(発送料含む)は、受託者の負担によること。

(5) 受託者は、別府市個人情報保護法施行条例(令和5年条例第1号)及び同施行規則(令和5年規則第26号)を遵守すること。また業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

(6) 受託者は、業務の遂行にあたっては、各業務の実施方法について、事務局と十分調整を行うこと。

(7) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき事由により不良箇所が認められた場合は、速やかに訂正や補則等、適切に対応するものとし、これに係る経費は受託者の負担とする。

(8) その他、仕様書に記載のない事項については双方協議し決定すること。